

令和 6 年度介護報酬改定

令和 6 年 4 月介護報酬改定に伴い、居宅介護支援に要する費用の額が変更になりますのでお知らせいたします。

なお、当事業所（ケアマネジャー）請求のケアプラン料金につきましては、各市町村（保険者）より給付されますので、ご利用者様からの負担はありません。

社会医療法人青洲会 青洲の華ケアサポート S はこぎき
管理者 稲垣美根子

1.	【居宅介護支援費（Ⅰ）】	要介護 1・2	1086 単位/月
	【居宅介護支援費（Ⅰ）】	要介護 3・4・5	1411 単位/月

2. 【特定事業所加算（Ⅰ）】 519 単位/月

- ① 主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24 時間体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する利用者総数のうち、要介護 3～5 である者の割合が 4 割以上。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応をうけていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅介護サービス計画を作成していること。

【特定事業所加算（Ⅱ）】 421 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員が 3 名以上配置していること。

【特定事業所加算（Ⅲ）】 323 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員が 2 名以上配置していること。

*当事業所では、特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たす体制を整えております。

【特定事業所加算（A）】 114 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと（④⑥⑪⑫については連携でも可）、主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること並びに常勤 1 名以上、非常勤 1 名以上の介

介護支援専門員が2名以上配置していること。

【特定事業所医療介護連携加算】 125 単位/月

- ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上
- ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
- ③ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること

3. **【初回加算】 300 単位/月**

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受け適切なケアマネジメントを提供した場合。

4. **【通院時情報連携加算】 50 単位/月**

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回の算定を限度）

5. **【入院時情報連携加算】 （Ⅰ）250 単位/月 （Ⅱ）200 単位/月**

- （Ⅰ）利用者が入院した当日に介護支援専門員が当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
- （Ⅱ）利用者が入院して3日以内に介護支援専門員が当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

6. **【退院・退所加算】 450 単位～900 単位/月**

退院・退所にあたり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供・関わり合うスタッフとの連携・ケアプラン作成を行った場合。

7. **【ターミナルケアマネジメント加算】 400 単位/月**

在宅での看取り利用者に対してターミナルケアマネジメントを提供した場合。

8. **【緊急時等居宅カンファレンス加算】 200 単位/月**

病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。（月に2回を限度とする）

＊居宅介護支援事業所と同一建物、もしくは隣接する敷地内にてサービス提供させていただくご利用者様に関しては、上記単位数の95%にて算定いたします。

上記、介護報酬改定内容についての説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

＜利用者＞_____

（代筆

）（続柄

）